

栄町公民館 利用規定

- 1) 目 的 第1条 この規定は、大野城市公民館等設置条例における栄町公民館（以下公民館という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2) 定 義 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 利用料とは、部屋代及び冷暖房費をいう。
 - (2) 区民団体（A団体）と区民外団体（B団体）との区別は、講師を含め受講者が過半数を目安に分けるが館長判断が優先する。
- 3) 利用時間 第3条 (1) 公民館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。
(2) 館長は、特別な事情があると認められる場合は、前項の利用時間を変更することが出来る。
- 4) 休 館 日 第4条 公民館の休館日は、次の通りとする。
 - (1) 毎週月曜日・祝祭日
 - (2) 館長が定める夏季休館日及び年末年始休館日
- 5) 利 用 料 第5条 (1) 利用料金は別表1-(1)に定める。
(2) 備品貸出料金は別表1-(2)に定める。
第6条 (1) 区の付属機関及び隣組長が使用する場合は全て無料とする。
第7条 (1) 別表1-(3)の団体が使用する場合、減免する事が出来る。
(2) 館長は、特別な事情があると認めた場合、減免する事が出来る。
- 6) 公民館利用時の遵守事項
 - 1) 時間は入室時間から、後片付け後の退室時間までとする。
 - 2) 特定の政党・宗教活動の使用は原則認めない。
 - 3) 物品販売等営利目的とする企業団体の利用は原則認めない。
 - 4) 冷暖房の使用については事務所または管理人に許可を得る事。
 - 5) コピー、ファックスなどは一枚10円とする。（カラーコピー50円）
 - 6) 公民館使用申込書に必要事項を記入し、原則事前に提出する事。
 - 7) 使用料金の支払い日は毎月末締切か使用都度事務所に支払う事。
 - 8) 備品・物品は大切に取扱い、施設の設備等破損した場合、損害を賠償する事。

別表 1

(1) 栄町公民館 利用料金（1 時間当り・単位円）

部屋別	区民団体（A団体）		区民外団体（B団体）	
	部屋代	冷暖房費	部屋代	冷暖房費
集会室	600	500	900	500
学習室	400	300	600	300
保育室	400	300	600	300
図書室	400	300	600	300
調理室	500	300	700	300

※調理室の部屋代はガス代及び調理に必要な備品などの料金を含む

(2) 備品貸出料金

品 名	料 金
机	200 円/台
椅子	50 円/脚
テント	1,500 円/1 張

(3) 利用料金を減免する団体（冷暖房費を含む）

- 1) シニアクラブ
- 2) 福祉推進会
- 3) 子ども育成会・栄町文庫
- 4) 食生活改善推進会
- 5) 体育部会
- 6) その他 館長が許可する団体

上記利用料金等は、令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日改定実施する。